

事務連絡
令和3年6月14日

都道府県
政令指定都市
中核市
保健所政令市
特別区
市町村

衛生主管部（局）御中
熱中症予防対策担当部局御中

厚生労働省健康局健康課
環境省大臣官房環境保健部環境安全課
環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室

ワクチン接種会場における熱中症対策の推進について

平素より新型コロナウイルス感染症への対応及び熱中症対策の推進につきましては格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）については、現在、7月末を念頭に、希望する高齢者の接種が終了するよう御尽力いただいておりますことに、重ねて感謝申し上げます。

今後、夏以降も引き続きワクチン接種のために、接種会場へ多くの高齢者を含む住民の方々が訪れることが予定されています。そのような中、熱中症は、例年、梅雨入り前の5月頃から発生し、暑さに慣れる前の梅雨明け後の7月下旬から8月上旬にかけて多発する傾向があります。特に高齢者は熱中症にかかりやすく、熱中症により亡くなられた方の約8割を占めます。

今後、夏を迎えて一層気温が上昇することや感染予防対策として定期的な換気を行うこと等に伴い、接種会場が暑くなることが想定されるとともに、マスク着用が徹底されていることが想定されることから、ワクチン接種を円滑に推進するためには、熱中症を適切に予防していくことが重要となります。そのため、今般、厚生労働省及び環境省においては、接種会場における熱中症予防のため、接種会場で行うべき事項の例を下記のとおり、取りまとめましたのでお知らせいたします。

つきましては、各会場において、ワクチン接種を担当する衛生主管部局と熱中症担当部局が連携し、各会場の状況を踏まえ、適切に熱中症予防に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1. ワクチン接種会場の状況に応じて、以下の熱中症予防対策に取り組むことが考えられる。
(会場運営にあたっての熱中症予防対策)
 - ・熱中症予防行動の呼びかけのための熱中症関係チラシ等の掲示や配布
 - ・暑さ指数計の配備、暑さ指数の測定・掲示や暑さ指数に応じた熱中症予防対策の実施

- ・自動販売機等の飲料の確保、塩飴等の配布
- ・エアコン等が十分でない場合におけるスポットクーラー、扇風機等の配置、冷却剤の確保
- ・遮光カーテン、すだれ、向き合う窓を開けて風通しをよくする
- ・待機列に日陰などの涼しい場所の確保
- ・熱中症患者が発生した際に対応出来る医療体制の準備

等

(接種者への熱中症予防対策の呼びかけ)

- ・のどの渇きを感じなくてもこまめに水分補給する
- ・大量に発汗する状況では、経口補水液などで、塩分等も含めて補給する
- ・通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する

等

2. その他、啓発等のチラシについては、以下を活用いただきたい。

- 熱中症警戒アラート発表時の予防行動（別紙1）
- 熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>
 - ※ 暑さ指数や熱中症警戒アラートの情報や各種チラシのデータを確認できます。
- 熱中症環境保健マニュアル https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php
 - ※ 一般的な熱中症対策を確認できます。
- 熱中症予防のために（別紙2）

以上